

部分意匠の意匠権侵害における被告製品と被告意匠

——東京地判令和2・11・30（組立家屋）平成30（ワ）26166 意匠権侵害差止損害賠償請求事件

京橋知財事務所 弁理士

（一社）日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

I. はじめに

1. 事案の概要

本件は、本件意匠権（意匠登録第1571668号「組立家屋」）を有する原告が、被告に対し、①被告による被告製品目録1記載の建物（被告製品1）の製造、販売等が本件意匠権を侵害するとして、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告製品1の製造、販売等の差止め及び除去を求めるとともに、②原告製品の備える形態が原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されており、被告が被告製品目録2記載の建物（被告製品2）を製造、販売等する行為は、原告の上記商品等表示と同一又は類似する商品等表示を使用するものであり、不競法2条1項1号の不正競争に該当するとして、不競法3条1項及び2項に基づき、被告製品2の製造、販売等の差止め及び除去を求め、さらに、③意匠権侵害の不法行為による損害賠償請求権又は不競法4条による損害賠償請求権に基づき、意匠法39条2項又は不競法5条2項によって算定される利益相当損害金等の支払を求める

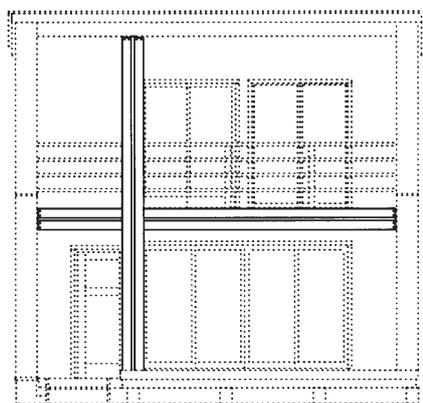
事案である。被告の各行為は、本件意匠権を侵害するが、不正競争には該当しないとされ、被告製品目録1記載の建物の製造販売等の差止め、及び、損害賠償等が認められた。

本稿では、主として被告製品と被告意匠の認定について検討する。意匠権侵害に関する争点は、（争点1）本件意匠権侵害の成否、（争点1-（1））本件意匠と被告製品1の意匠との類否、（争点1-（2））無効の抗弁の成否、（争点3）損害の発生及びその額、（争点4）差止め等の必要性である。（アンダーラインは筆者が記入した。）

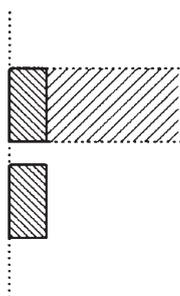
2. 本件意匠

本件意匠は、「組立て家屋のうち、その正面において梁部及び柱部により形成されるもので、本件意匠公報の【図面】の実線で表された部分に係る部分意匠」であり、「本件意匠目録記載のとおり構成様を有している」【図1】。

● 図1



【正面図】



【断面図】



【参考斜視図】

3. 被告各建物と被告製品1

ア 被告各建物

被告が販売等する建物は3件で、①H土地及びH建物(H物件)を2150万円で、②I土地及びI建物(I物件)を2550万円で販売し、③J土地及びJ建物(J物件)を2500万円で販売の申出をしていた。なお、「被告各建物の正面視方向の外観は、被告各建物目録記載1ないし3のとおり」であるが、最高裁HPでは、被告各建物目録は省略されている。判決は、被告各建物は、「いずれも被告製品目録1記載の各構成態様をすべて満たしており、被告意匠を構成態様として有する」とし、なお、「J建物については、…縦棒が左寄りに形成され…、H建物及びI建物については、…縦棒が右寄りに形成されている」と述べる。

イ 被告製品1

「被告製品1」は、「被告製品目録1記載の建物」である。やや不明な点があるが、さしあたり、被告各建物をまとめて認定したものといえ、被告各建物に共通する構成態様を有する建物が「被告製品1」である。すなわち、「次の基本的構成態様及び具体的構成態様を有する建物(一例として、正面視において後記参考画像甲又は乙の形状を示すもの)」で、「1 基本的構成態様」は、「A'家屋の正面視において、地面と垂直に設けられた柱部及び地面と平行に設けられた梁部によって、略十字の模様が形成されている。」もので、「2 具体的構成態様」として、

「c 1'正面視において、前記柱部は、家屋の中心からやや右又は左に外れた位置に形成され、前記梁部は、前記柱部の略中央の高さにおいて、前記柱部を左右から挟むように形成され」等の記載がある。参考画像甲、乙は【図2】のとおりである。

4. 被告製品1の意匠と被告意匠

判決の「本件意匠と被告製品1の意匠との類否」の検討の内容は、「イ意匠に係る物品の同一性について」と「ウ意匠に係る形状の類似性について」の2つに分かれている。「形状の類似性」の検討においては、本件意匠に相当する部分の意匠を「被告意匠」として対比している。結論は、「本件意匠と被告意匠は、意匠に係る物品が同一であり、形状が類似することから、被告意匠は本件意匠に類似する」と述べる。原告の主張では、「被告各建物の構成のうち本件意匠に相当する部分は、別紙被告製品目録1記載の基本的構成態様及び具体的構成態様からなる(以下、この部分を「被告意匠」という。)」と述べる。したがって、本件意匠が建物の正面部分の部分意匠であるため、「被告製品1の意匠」と「被告意匠」が区別されていると推認される。「被告製品1の意匠」は、被告製品1の全体の意匠であり、そのうち本件意匠に相当する部分の意匠(被告意匠)が本件意匠(部分意匠)と類似すると結論したと思われる。だが、「被告製品1の意匠」と「被告意匠」(部分意匠)は同一意匠の可能性もある。

● 図2



参考画像甲



参考画像乙 (甲を左右反転したもの)

II. 判決要旨

「1. 争点1(本件意匠権侵害の成否)について

(1) 争点1-(1)(本件意匠と被告製品1の意匠との類否)について」

「イ 意匠に係る物品の同一性について

(ア) …意匠法2条1項は、「『意匠』とは、物品(物品の部分を含む。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と規定していることから、意匠は、「物品」とその「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」と不可分一体の関係にあるものと解される。

したがって、登録意匠と、対比すべき相手方の製品に係る意匠とが同一又は類似であるというためには、まずその意匠に係る「物品」が同一又は類似であることを必要とするものと解するのが相当である。

(イ)意匠法2条1項の「物品」とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいい、不動産は物品には該当しないと解されるところ、これは、不動産は一般に工業的に量産されることが想定されないことによる。

そうすると、使用される時点においては不動産として取り扱われる物であっても、工業的な量産可能性が認められ、動産的に取り扱われ得る物である限り、「物品」に該当すると解するのが相当である。

そして、…「組立て家屋」を意匠の物品の区分の1つとして規定している…組立て後、使用される時点においては不動産として扱われる組立て家屋であっても、それより前の時点において、その構成部分を量産し、運搬して組み立てるなど、動産的に取り扱うことができるものである限り、…「組立て家屋」に該当するというべきである。

…被告は、被告各建物を建築する上で枠組壁工法を採用しているから、…被告各建物について、工場等で量産された木材及び構造用合板を現場に運搬し、同所で組み立てて建築するという工程を経たことが推認される。このことは、…被告各建

物がいずれも3か月程度という短い工期で完成したことや、…被告各建物がいずれも共通した形状を有していることによっても裏付けられるといえる。

以上によれば、被告各建物は、その建築工程等に照らし、使用される時点においては不動産として取り扱われるものの、それよりも前の時点においては、工業的に量産された材料を運搬して現場で組み立てるなど、動産的に取り扱うことが可能な建物であるから、「組立て家屋」に該当すると認められる。そして、被告各建物はいずれも被告製品1の構成態様を備えているから、被告製品1についても、同様に、動産的に取り扱うことができる建物と認められる。

したがって、被告製品1は、いずれも、「組立て家屋」として「物品」に該当するといえる。

(ウ)これに対し、被告は、被告各建物は、土地と合わせて不動産として販売されており、動産として流通させたものでもないから「物品」に該当しないと主張する。しかしながら、被告各建物が動産的に取り扱うことが可能な建物であると認められ…、土地と一体として販売されたという事実によって、直ちにその動産としての性質が失われるものではないというべきである。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(エ)よって、被告製品1は、「組立て家屋」として意匠法2条1項の「物品」に該当するとともに、本件意匠に係る物品と同一であると認められる。

ウ 意匠に係る形状の類似性について

(ア) 本件意匠と被告意匠との対比

a 共通点

本件意匠と被告意匠とは、家屋の正面視において、地面と垂直に設けられた柱部及び地面と平行に設けられた梁部によって、略十字の模様が形成されているとの基本的構成態様において共通する。

また、両者は、具体的構成態様のうち、…がそれぞれ共通する。

b 差異点

本件意匠においては、家屋の正面視において、柱部により形成される縦棒が、家屋の中心からやや左に外れた位置に配置されているのに対し、被告意匠においては、家屋の正面視において、柱部が中心からやや右または左に外れた位置に形成されているというものであるから、上記柱部により形成される縦棒が左寄りにある場合に限られるか、それとも、左寄りに限らず、右寄りにある場合も含まれるかという点に差異点がある。

なお、被告意匠の構成態様を有する被告各建物のうち、J建物については、上記縦棒が左寄りに形成されているから、本件意匠の構成態様を全て満たすのに対し、H建物及びI建物については、上記縦棒が右寄りに形成されているから、本件意匠の構成態様c 1 及びc 2 を満たさないという差異点が存在する。

(イ) 本件意匠の要部

a 登録意匠と対比すべき相手方の製品に係る意匠とが類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う（意匠法24条2項）ものとされており、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様、公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者ないし需要者の最も注意をひきやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠とが、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを重視して、観察を行うべきである。このことは、部分意匠においても異なるものではないというべきである。

b …

このように、意匠に係る物品である家屋の性質、用途及び使用態様、並びに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を総合すれば、本件意匠のうち、看者である需要者の注意を最もひく部分は、別紙本件意匠目録記載の構成態様A及び構成態様aないしgにより特定された家屋の正面視の形状であり、これらの部分が本件意匠の要部であると

認めるのが相当である。

(ウ) 差異点についての評価

a 以上を踏まえて検討すると、…柱部が右寄りに位置するか、左寄りに位置するかという差異点は、要部に関するものではあるが、本件意匠が看者に起こさせる美感に決定的な影響を与える差異であるということとはできない。

以上を踏まえて、本件意匠と被告意匠の共通点及び差異点について検討するに、前記(ア) bの差異点は、本件意匠が看者に起こさせる美感に決定的な影響を与えるものではないのに対し、要部の大部分において前記(ア) aの共通点がみられることから、両意匠は、差異点が共通点を凌駕するものではないというべきである。

b これに対し、被告は、H建物及びI建物の柱部及び梁部の断面図が「凹」の字状をなしており、柱部と梁部の間に空間が形成されないため、これらの建物の形状は本件意匠と類似しないと主張する。

しかしながら、H建物及びI建物のように、柱部及び梁部の断面が「凹」の字状の形状となっても、家屋の正面視において柱部及び梁部に3つの矩形が形成されるという点においては何ら変わりがなく、家屋の正面を見る看者に起こさせる美感の内容に有意な差を生じさせないというべきである。

したがって、柱部及び梁部の断面が「凹」の字状であることは、本件意匠との差異点であるとは認められないから、被告の上記主張は採用することができない。

c 以上の次第で、本件意匠と被告意匠の形状は、全体として需要者に一致した印象を与えるものであり、美感を共通にするというべきであるから、被告意匠の形状は本件意匠の形状に類似すると認められる。

エ 小括

以上によれば、本件意匠と被告意匠は、意匠に係る物品が同一であり、形状が類似することから、被告意匠は本件意匠に類似するものと認めら

れる。」

「3 争点3(損害の発生及びその額)について」

「(2) 推定の覆滅事由の存否について」

「イ 本件意匠の寄与度について」

前記(1)イのとおり、意匠法39条2項の「利益」は、H建物及びI建物の建物全体に係る販売利益が原告の損害と推定されるものの、本件意匠は部分意匠であり、意匠の対象となっているのは、建物の外観のうち、正面視に係る部分であるから、本件意匠の上記販売利益に対して寄与していない部分については、上記の推定が覆滅される。

そこで、本件意匠の特徴を検討すると、本件意匠は、建物の正面視を構成する柱部及び梁部によって形成される略十字部分であって、本件意匠が建物の正面視を占める面積は少なく、建物の外観全体に占める面積はより一層少ない。他方、木造戸建て住宅の外観のうち、看者が最も注目するのは正面視の外観であり、このことは、販売する建物を宣伝ないし広告する際には、主として当該建物の正面の写真的ないし画像が使用されることからもうかがわれるところである。現に、住宅の購入の理由にはデザインも相当程度寄与している旨の調査結果も存在する。

そして、原告は、原告製品のうち正面視を大写しにした写真を用いた雑誌広告を数多く掲載したり、製品カタログにおいて、本件意匠の実施部分を…などと表現し…、本件意匠の実施部分を特に注記して、原告製品の宣伝広告活動をしたりしていることが認められる。加えて、原告製品の購入者は、原告製品の正面視を映した写真とともに、インスタグラムに記事を投稿している。以上からすれば、原告が販売する「フランクフェイス」の販売に対しては、その外観、とりわけ正面視の形状が一定程度寄与していると認められ、かつ、当該正面視の形状を特徴づけているのが本件意匠であることからすると、本件意匠自体もまた、上記販売に寄与する面があると認められる。

もっとも、上記のとおり、本件意匠は、原告製品全体を占めるものではなく、このことは、侵害

品であるH建物及びI建物も同様である。そうすると、本件意匠の侵害部分がH建物及びI建物の販売に寄与しているとしても、その寄与の度合いを認定するに当たっては、同部分がH建物及びI建物の外観の一部を占めるにすぎないことをしん酌するのが相当である。加えて、需要者は、住宅を購入することを、建物の外観のデザインのみによって決定するものではなく、立地、間取り、価格、屋内設備等の仕様などを総合的に考慮して決定するものであると認められる。以上に加え、H物件及びI物件の購入者が、被告の申出に応じて、柱部を撤去する工事に同意したことをも併せ考えると、本件意匠が、被告が受けた利益の全額に寄与したとは認められないから、当該寄与をしていない部分については、意匠法39条2項の推定覆滅事情として認めるのが相当である。

そして、以上の諸事情を総合すれば、本件意匠が被告の利益に与えた寄与度は10パーセントと認めるのが相当であり、その余の90パーセントについて上記の推定が覆滅されるというべきである。」

「4 争点4(差止め等の必要性)について」

(1) 差止めの必要性について

…本件意匠権は組立て家屋である建物の正面視に関する部分意匠ではあるが、当該部分意匠の実施部分を含む建物の正面は、建物の全体と一体をなすものであるから、本件意匠権を侵害する建物の全体について、製造、販売等の差止めをする必要性があるというべきである。

したがって、本件においては、原告が被告に対して被告製品1の製造、販売等の差止めを求める必要性があるものと認められる。」

Ⅲ. 検討

1. 被告意匠の認定

1) 裁判例

部分意匠の意匠権侵害事件において、本件意匠と類否判断の対比対象(被告意匠)となるのは、被告製品における本件意匠に相当する部分の形状等(部分意匠)である*1。

最近の裁判例をみると*2、①大阪地判平成30・11・6〔検査用照明器具1審〕平成28(ワ)12791は、「本件意匠と被告製品の意匠が類似するかどうかについて検討する。」と述べる。これは、対比対象である「被告製品の意匠」が、製品全体の意匠か部分の意匠かが曖昧であった*3。だが、②大阪高判令和元・9・5〔検査用照明器具2審〕平成30(ネ)2523は、原判決の「「被告製品の意匠」を「被告製品の本件意匠に相当する部分の意匠(…「被告製品の意匠」という。)」に改める。」と補正している。また、事案の概要では、「一審原告は、意匠に係る物品を検査用照明器具とする本件意匠(放熱部の部分意匠)の意匠権者であるところ、一審被告が製造販売していた検査用照明器具(被告製品)の放熱部の意匠が、本件意匠に類似することから、一審被告の行為が本件意匠の利用による意匠権侵害に当たると主張」とまとめている。原審では曖昧であった「被告製品の意匠」について、部分意匠であることを明確にした。以下、最近の裁判例は、いずれも本件部分意匠に相当する部分意匠を「被告意匠」としている。すなわち、③大阪地判令和元・11・14〔食品包装用容器1審〕平成30(ワ)2439は、「本件意匠は、食品包装用容器の底部に関する部分意匠(意匠法2条2項)」であり、被告は、登録意匠と「類似する意匠を用いて」被告製品を製造・販売したもので、「被告製品の底部に関する部分意匠を「被告意匠」という。」と述べる。④大阪高判令和2・10・30〔食品包装用容器2審〕令和1(ネ)2739も、登録意匠と類似する意匠を「用いて」被告製品を製造・販売したと述べる。⑤東京地判令和2・8・27〔自動精算機〕令和1(ワ)16017は、「被告製品のうち本件意匠に相当する部分の意匠を「被告意匠」という。」と述べる。

2) 被告製品1の意匠と被告意匠

上記の裁判例における、被告製品と被告意匠(対比対象)の理解を前提とすると、はじめに述べたように、本件の被告製品と被告意匠の認定はやや不明確である。さしあたり、「被告各建物」をまとめて「被告製品1」とし、「被告製品1の意匠」(全体)のう

ち「本件意匠に相当する部分」を「被告意匠」として認定したと解する。そして、被告意匠が本件意匠に類似することから、被告製品1の製造販売等は本件意匠権を侵害すると判断した。以上の整理を前提として、両意匠の類否判断について検討する。

なお、この区別を前提とすれば、「本件意匠と被告製品1の意匠との類否」は、「本件意匠と被告意匠との類否」であると考えられる。しかし、後に検討するが、「被告製品1の意匠」と「被告意匠」とは同一の可能性もある。

2. 本件意匠と被告意匠との類否

1) 物品の類似

ア 被告製品1

被告意匠は、被告各建物をまとめた被告製品1における、本件意匠に相当する部分意匠であり、被告意匠に係る物品は「被告製品1」である。しかし、「被告各建物は、土地と合わせて不動産として販売されており、動産として流通させたものでもない」し、被告製品1は「別紙被告製品目録1記載の建物」である。また、両意匠の類似の前提要件として、「まずその意匠に係る「物品」が同一又は類似であることを必要とする」のである*4。したがって、被告製品1が「物品」でなければ、そもそも「意匠」ではなく、意匠権侵害にはならない。

イ 本件意匠に係る物品「組立家屋」

他方、本件意匠に係る物品は「組立家屋」であり、現場施工され不動産として販売されるものであるが、意匠法上の物品と認められ意匠登録を受けている*5。このような運用の根拠について、判決は、不動産が物品には該当しないのは、「不動産は一般に工業的に量産されることが想定されないことによる。」として、「使用される時点においては不動産として取り扱われる物であっても、工業的な量産可能性が認められ、動産的に取り扱われ得る物である限り、「物品」に該当する」と結論している。

同様に、『意匠審査基準』(令和3年)Ⅲ部I章3頁は、「土地及びその定着物であるいわゆる不動産

は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの（例えば、門、組立てバンガロー）は、物品と認められる。」と規定する*6。ただ、意匠登録を受けたとしても、その意匠権は実際に不動産となるものに及ぶのか疑問が残っていた。本件は、「組立て家屋」等の意匠権が不動産となるものにも及ぶことを肯定する裁判例*7として意義がある。

ウ 被告意匠に係る物品

被告製品1は本件意匠と同様の構成である。したがって、被告製品1も組立て家屋の可能性がある。判決は、第一に、「被告各建物」について検討し、その建築工程等に照らし、組立て家屋に該当すると認める。第二に、「被告各建物はいずれも被告製品1の構成態様を備えているから、被告製品1についても、同様に、動産的に取り扱うことができる建物と認められる。したがって、被告製品1は、いずれも、「組立て家屋」として「物品」に該当する」と結論する*8。本件の被告意匠は、被告各建物をまとめた被告製品1における本件意匠に相当する部分意匠である。被告部分意匠に係る物品は「被告製品1」である。「被告各建物」だけでなく、被告意匠に係る「被告製品1」が組立て家屋であるという必要があり、2段階構成の判断をしたと思われる。

なお、被告各建物は「被告製品1の構成態様を備え」、はじめに記したように、「被告意匠を構成態様として有し」ている。したがって、被告各建物が備えている構成態様(被告部分意匠)に係る被告製品1とは、単純に被告各建物をまとめたものとはいえない、この点は後に検討する。

2) 形状等の類似

ア 被告意匠の形状等の認定

本件意匠は、図面に表されたとおりのものであり、柱部が家屋の正面視で左に外れた位置に配置されているのに対して、被告意匠は、「被告製品目録1」の記載のとおりであり、柱部は「右または左に外れ

た位置に形成され」、「右寄りにある場合も含まれる」点に差異がある。なお、「被告製品目録1」には、右寄りの参考画像甲と左寄り参考画像乙が「一例として」添付されている。

本件被告意匠は、文言で特定されている。しかし、一般に被告意匠は、本件意匠と同様に図面を主として特定されるべきであり、図面を離れて文言のみでは認定されない。また、本件J建物は柱部が左寄りで、H及びI建物は柱部が右寄りに形成されているので、通常であれば、J建物の意匠をイ号意匠とし、H及びI建物の意匠をロ号意匠として認定される。大きな差異点ではないと解し、まとめて一つの被告意匠を認定したと推認されるが、両意匠の明らかな差異点である。左右の相違は一図で表わせない構成態様であり、2つの意匠は類似するとしても異なる意匠と認定される。また、被告製品も、1つに特定する必要はないと思われる。

イ 両意匠の差異点の認定

被告は、「H建物及びI建物の柱部及び梁部の断面図が「凹」の字状をなしており、柱部と梁部の間に空間が形成されない」相違点を主張するが、「美感の内容に有意な差を生じさせない」として「本件意匠との差異点であるとは認められない」と判断する。

原則として、意匠の美感に影響しない微細な相違は、差異点と認められない。しかし、本件意匠は、拡大断面図等で柱部及び梁部が2本の部材で構成され空間が形成されていることを明確にしている。また、組立家屋は、建築物と同様に、立体的な空間構成が特徴となる意匠である。したがって、基本的構成態様について柱部と梁部により「略十字の模様」が形成されている等とする認識は平面的すぎるように思われる。類否の結論はともかく、少なくとも、両意匠の柱部及び梁部の「空間」の有無については、差異点として認定すべきと思われる。

3. 被告製品1(対象製品)

1) 被告製品1の再検討

被告製品1について、さしあたり、「被告各建物

をまとめて認定したもの」としたが、再検討が必要である。本件では、「被告各建物」を対象製品(被告製品)とすることも可能と思われるが、わざわざ、「被告製品1」を対象製品として特定している。

被告製品目録1をみると、被告製品1は、「次の基本的構成態様及び具体的構成態様を有する建物」であり、その構成態様としては、「家屋正面の柱と梁による略十字の模様部分」の構成態様が記載されている。この構成態様は、本件意匠に相当する部分(被告意匠)の構成態様である。被告意匠以外の部分(側面や背面等)の構成態様の記載はない。被告製品1は、被告意匠の構成態様を有する建物であるが、その実質的内容としては、被告各建物が共通して有する本件意匠に相当する部分(家屋正面の柱と梁による略十字の模様部分)を認定している。したがって、本件は、「被告各建物の部分」を対象製品として特定していると思われる。

以上のように、被告製品1は、被告各建物とは明らかな相違があり、単にまとめて総称したものではない。被告各建物に共通する「部分」のみを、まとめて被告製品1と認定したものである。したがって、被告製品1は、本件意匠に係る「建物の部分」である。

被告製品1が「建物の部分」とすると、「意匠に係る物品の同一性について」で、被告製品1を「建物」とし、「物品」該当性を検討していることは矛盾する。だが、本件の被告製品1の認定は、矛盾をはらみつつも、被告各建物とは異なる「建物の部分」を対象製品と特定したものである。したがって、「被告製品1の意匠」とは本件意匠に相当する部分意匠であり、「被告意匠」と同一である。また、「被告意匠」に係る物品は被告製品1であるが、それは建物全体ではなく「建物の部分」(物品の部分)と考えられる。

2) 利用関係における対象製品

以上のように、本件は、販売されている被告各建物の部分(正面の一部)を対象製品とすると理解される。実は、意匠の部品完成品の利用関係においても、本件と同様に、被告が製造販売する被告製品(完成品)の一部(部品)を実質的な対象製品とする

関係と捉えることができる。

例えば、大阪地判昭和46・12・22[机]昭和45(ワ)507は、「意匠の利用とは、ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合をいう」と述べ、「被告意匠を実施するときは必然的に本件登録意匠を実施する関係にある」として利用関係の侵害を認めた。また、利用関係の侵害は、「完成品の部品部分の意匠の実施について、それが部品の意匠の実施と同視し得る場合」に認めると指摘するものもある*9。

利用関係の類否判断において、本件意匠(部品意匠)と対比されるのは、被告製品意匠に包含されている部品意匠であり、その意匠に係る物品は「部品」である。利用関係侵害における対象製品は、実質的には被告製品(完成品)ではなく、「被告製品の一部(部品)」である。また、直接的・実質的な侵害行為は、本件部品意匠(及び類似する意匠)の実施に相当する「完成品の部品部分の意匠の実施」であり「被告部品意匠の実施」である。ただし、部品が被告製品において一体的に製造販売等されているので、被告製品全体の差止等をする必要がある。

大阪高判昭和57・9・16[鋸用背金]昭和57(ネ)43は、本件登録意匠は「鋸用背金」であり、被告が製造販売する「鋸」(ハ号物件)の意匠をハ号意匠とし、その「鋸の柄」(ロ号物件)の意匠をロ号意匠、また、その「鋸用背金」(イ号物件)の意匠をイ号意匠として区別する。そして、イ号意匠は本件意匠に類似すると判断し、「ロ号意匠を実施しようとする場合、必ず本件意匠の類似意匠であるイ号意匠を実施しなければならない」のであるから、ロ号意匠及びこれを利用するハ号物件の意匠は、背金部分において本件意匠を利用する関係にある」と述べる*10。ロ号物件やハ号物件の製造等が、必然的にイ号意匠の実施となることが利用侵害の要件である。本件で

も、実質的な対象製品はイ号物件であり、被告製品（ハ号物件）の一部（部品）であるといえよう。

3) 部分意匠における対象製品

上記利用関係侵害の構造を参照すると、部分意匠権侵害における対象製品も、全体意匠に係る物品ではなく、「物品の部分」とすべきではなかろうか。意匠法は、「物品(物品の部分を含む。以下同じ。)の形状等」(意2条1項)と規定する。この定義をすなおい適用すると、意匠の実施とは、「意匠に係る物品(物品の部分)の製造等」となり、部分意匠の実施とは「意匠に係る物品の部分の製造等」を意味することになる。

本判決は、差止対象について、「本件意匠権は組立て家屋である建物の正面視に関する部分意匠ではあるが、当該部分意匠の実施部分を含む建物の正面は、建物の全体と一体をなすものであるから、本件意匠権を侵害する建物の全体について、製造、販売等の差止めをする必要性がある」と述べる。直接的な差止対象は、「部分意匠の実施部分」(建物の正面の一部)であり、「建物の全体と一体をなすもの」であるから、建物の全体が差止対象となると理解される。したがって、本件の対象製品である被告製品1は、本件意匠(部分意匠)の実施部分に相当する「建物の部分」である。

また、本件の損害額の算定において、「本件意匠の侵害部分」が被告各建物の販売に寄与する度合いを検討し、宣伝等における「本件意匠の実施部分」の価値を検討している。この侵害部分や実施部分とは「物品の部分」である。したがって、部分意匠の実施とは「意匠に係る物品の部分」の製造等であり、「物品の部分」の製造等が実質的な侵害を構成すると理解される^{*11}。

本件意匠に係る物品が「組成家屋」であるため、物品の類似性判断等では被告製品1の建物全体が対比対象とされているようにも思われる。しかし、部分意匠の類否判断や損害賠償、差止め等の実質的な対象製品は、「部分意匠の実施部分=物品の部分」(建物の部分)であるといえよう。

4) 意匠に係る物品の部分

そうすると、利用関係において、本件意匠に係る物品と被告製品(完成品)が相違しても、部品意匠同士の類似が成立するのと同様に、部分意匠においては、「意匠に係る物品」が非類似だとしても、「意匠に係る物品の部分」の用途機能が類似すれば、部分意匠の類似が肯定される可能性がある。部分意匠において、部分の形状等と一体となっているのは「物品全体」ではなく「物品の部分」である。

また、「意匠に係る物品」や「物品の部分」の用途機能の類似性については、「意匠自体」の類否判断において、使用状態等として各用途機能が考慮され、総合判断されている。したがって、物品の類似や物品の部分の類似だけを単独で判断する必要や前提要件とする必要はなく、類否判断における一考慮要素とすればよいと思われる^{*12}。

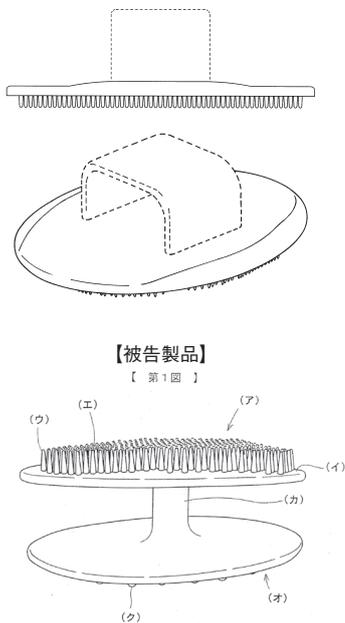
4. 部分意匠の寄与度

意匠法39条1項(意匠権者の逸失利益)及び2項(侵害者の利益)による損害の額の推定をするにあたり、部分意匠の意匠権侵害においては、部分意匠の寄与度が考慮される場合が多い。

本件は、まず、本件意匠の寄与を「本件意匠の実施部分」を中心に検討し、次に、被告各建物の「本件意匠の侵害部分」の寄与を検討し、総合的に「本件意匠が被告の利益に与えた寄与度」を判断する。本件意匠も被告意匠も全体に占める割合が同程度で、また、H建物とI建物の販売価格は差がなかった。したがって、本件意匠の寄与度を参酌して、侵害者の利益における被告意匠の寄与度を決定できたと思われる。なお、多くの裁判例で、本件部分意匠と被告意匠の占有割合に差はないが、部分の割合が大きく異なる等の場合には、それぞれの寄与度を勘案する必要があるだろう。例えば、大阪地判平成17・12・15〔化粧用パフ〕平成16(ワ)6262は、意匠法39条2項の損害額に関し、イ号物件全体に対するイ号意匠部分の寄与率は50%とする。だが、本件意匠については寄与率は50%以上であると思われる〔図3〕。

● 図3

【意匠登録第1187684号「化粧用パフ」】



【被告製品】
【第1図】

- * 1 茶園成樹編著『意匠法〔2版〕』（有斐閣 2020年）237頁〔茶園〕は、利用関係と同様に、「登録意匠が部分意匠であった場合においても、侵害判断の対象となる意匠は、取引対象物品の意匠ではなく、当該部分意匠に係る部分に相当する部分の意匠である」と述べる。なお、「利用関係とは異なり、その相当する部分と他の部分を区別して認識され得るかどうかは問題とならない。先願の意匠の一部との類似が問題となる3条の2についても、同様である。」とも述べる。部分意匠に係る物品が対象物品と共通するため区別認識が必要ないという意味と推認されるが、しかし、部分意匠も「美感を起こさせるもの」であるから、一つのまとまった形態として「区別して認識され得ること」が必要であろう（梅澤修「意匠法の問題圏 第22回」（DESIGN PROTECT 2019 No.123 Vol.32- 3）19頁参照）。意匠法3条の2が、部分意匠だけではなく、部品意匠にも適用されることを考慮しても、利用関係と同様に区別視認性が必要と思われる。
- * 2 これ以前の裁判例については、梅澤前掲（*1）20頁以下参照。
- * 3 なお、事案の概要では、本件意匠に「類似する意匠を備える」被告製品と述べており、また、被告物件の「売上に対する本件意匠の寄与度は小さい」と述べるどころもあり、「被告製品の意匠」とは部分意匠であると推認される。
- * 4 最判昭和49・3・19〔可撓伸縮ホース〕昭和45（行ツ）45は、「意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている（法二三条）」こと、また、「意匠は物品と一体をなすものである」から、意匠の類似は、「まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない」と述べる。

- * 5 「組立て家屋」等に代表される現場施工で不動産になるものは、現行34年意匠法施行時から意匠登録の対象となっている（高田忠『意匠』（有斐閣 1969年）38頁参照）。
- * 6 なお、登録要件について、「意匠審査基準」（令和3年）IV部2章13頁は、「現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。」としている。高田前掲（*5）38頁は、「組立てられた状態で運搬が可能と思われるものに限るべきである（現実に運搬されることを常態とする必要はないが）」と述べるが、意匠登録の実態をみると、ばらばらに運搬するものでも登録を受けられると推認される。
- * 7 知財高判平成28・7・13〔道路橋道路幅員拡張用張出し材2審〕平成28（ネ）10001号は、「被告製品が、組み立てられた後、仮に橋の一部として使用時には不動産となとしても、工業的に量産され、動産として販売されている以上、意匠法上の物品に該当することは明らかである。」と述べる。
- * 8 「意匠審査基準」（令和3年）IV部2章15頁は、「建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」については、人が居住するために用いるものである点で、その用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。」とし、建築物意匠と物品意匠が類似する可能性を認める。なお、藤本一「意匠法令和元年改正の文脈」パテント（2021）Vol.74 No.8、101頁は、改正前登録された組立て家屋等の意匠権が改正後建築物意匠の実施に及ぶと指摘するが、権利範囲が変動するのは疑問である（JDPA意匠研究会で峯氏指摘）。また、登録意匠と共通の形状等を有する建築物は、本件のように「組立て家屋」（物品）と認められる可能性が高いと思われる。
- * 9 茶園前掲（*1）237頁。
- * 10 鋸用背金）事件は、ハ号意匠が、イ号意匠を利用する口号意匠を利用する意匠であることからハ号物件の侵害を認め、2段階構成の利用関係を認めた。部分意匠において同様の2段階構成の利用関係に関する裁判例として、両意匠は非類似とされたが、被告製品「靴」の製造等について「靴底」部分意匠権を侵害すると主張したものがあつた（大阪地判平成29・2・14〔靴底〕平成28（ワ）675）。
- * 11 大阪地判平成17・12・15〔化粧用パフ〕平成16（ワ）6262も、「本件意匠権侵害により原告が被った損害と推定される被告が受けた利益の額とは、イ号物件のうちイ号意匠に係る部分の製造販売により被告が受けた利益の額ということになる」と述べ、「物品の部分」の製造等を観念している。大阪地判平成31・3・28〔爪切り〕平成29（ワ）2011は、「被告製品1の意匠全体の美感に対して本件意匠権侵害部分が与える影響」と述べる。
- * 12 詳しくは、梅澤修「意匠の類否判断の課題」（工業所有権法学会報 43号 2020年）163頁以下参照。

●本稿は令和3年7月3日に開催した意匠研究会で「東京地判令和2・11・30〔組立家屋〕意匠権侵害事件について」のテーマ担当を務めた筆者によるものです。